

議員提出議案第1号

二宮町議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を、別紙のとおり二宮町議会会議規則第13条第2項の規定に基づき提出する。

令和8年3月23日

二宮町議会議長 前田 憲一郎 殿

提出者	二宮町議会議員	根 岸 ゆ き 子
賛成者	同	古 谷 健 司
同	同	岡 田 幸 次 郎
同	同	羽 根 か ほ る
同	同	小 笠 原 陶 子
同	同	松 崎 健
同	同	浜 井 直 彦
同	同	善 波 宣 雄

〔提案理由〕

地方自治法の一部改正に伴う標準町村議会会議規則の改正を踏まえ、議会における手続きについて、情報通信技術を利用した方法により行うことを定めるほか、当議会の運営状況に合わせた所要の改正をするために提案する。

## 二宮町議会会議規則の一部を改正する規則

二宮町議会会議規則（平成元年二宮町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
題名の次に次の目次を付する。

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第12条）
- 第2章 議案及び動議（第13条—第18条）
- 第3章 議事日程（第19条—第23条）
- 第4章 選挙（第24条—第33条）
- 第5章 議事（第34条—第45条）
- 第6章 発言（第46条—第60条）
- 第7章 委員会（第61条—第72条）
- 第8章 表決（第73条—第83条）
- 第9章 請願（第84条—第88条）
- 第10章 秘密会（第89条・第90条）
- 第11章 辞職及び資格の決定（第91条—第94条の2）
- 第12章 規律（第95条—第102条）
- 第13章 懲罰（第103条—第109条）
- 第14章 公聴会（第110条—第115条）
- 第15章 参考人（第116条）
- 第16章 会議録（第117条・第118条）
- 第17章 議会だより編集委員会（第119条）
- 第18章 議会全員協議会（第120条）
- 第19章 議員の派遣（第121条）
- 第20章 補則（第122条—第124条）

### 附則

第8条第2項中「認めるときは、」を「認める場合は、会議に宣告することにより、」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第30条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定

める。

第80条中「第30条（開票及び投票の効力）」を「第30条（開票及び投票の効力）第1項から第3項まで」に改める。

第84条の次に次の2条を加える。

（請願の紹介の取消し）

第84条の2 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を求めようとするときは、文書により請求しなければならない。

（請願書の写しの配布）

第84条の3 議長は、受理番号及び受理年月日を記載した請願書の写しを議員に配布する。

第11章中第94条の次に次の1条を加える。

（資格決定の通知）

第94条の2 法第127条第3項の規定により準用される法第118条第6項の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第122条を第124条とし、第20章中同条の前に次の2条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第122条 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通

知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたとき（第19条、第84条の3及び第85条第1項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされたとき又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発したときのいずれか早いとき）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうち第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第123条 この規則の規定（第27条第1項（第80条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

二宮町議会会議規則の一部を改正する規則の新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条—第12条）</u></p> <p><u>第2章 議案及び動議（第13条—第18条）</u></p> <p><u>第3章 議事日程（第19条—第23条）</u></p> <p><u>第4章 選挙（第24条—第33条）</u></p> <p><u>第5章 議事（第34条—第45条）</u></p> <p><u>第6章 発言（第46条—第60条）</u></p> <p><u>第7章 委員会（第61条—第72条）</u></p> <p><u>第8章 表決（第73条—第83条）</u></p> <p><u>第9章 請願（第84条—第88条）</u></p> <p><u>第10章 秘密会（第89条・第90条）</u></p> <p><u>第11章 辞職及び資格の決定（第91条—第94条の2）</u></p> <p><u>第12章 規律（第95条—第102条）</u></p> <p><u>第13章 懲罰（第103条—第109条）</u></p> <p><u>第14章 公聴会（第110条—第115条）</u></p> <p><u>第15章 参考人（第116条）</u></p> <p><u>第16章 会議録（第117条・第118条）</u></p> <p><u>第17章 議会だより編集委員会（第119条）</u></p> <p><u>第18章 議会全員協議会（第120条）</u></p> <p><u>第19章 議員の派遣（第121条）</u></p> <p><u>第20章 補則（第122条—第124条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p>（会議時間）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 議長は、必要があると認める場合は、<u>会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用い</u>ないで会議に諮って決める。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。</u></p>	<p>（会議時間）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>4</u> (略)</p> <p>(開票及び投票の効力)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u></p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第80条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第26条(議場の出入口閉鎖)、第27条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第28条(投票)、第29条(投票の終了)、<u>第30条(開票及び投票の効力)第1項から第3項まで、第31条(選挙結果の報告)第1項、第32条(選挙に関する疑義)及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。</u></p> <p><u>(請願の紹介の取消し)</u></p> <p><u>第84条の2 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u></p> <p><u>2 前項の許可を求めようとするときは、文書により請求しなければならない。</u></p> <p><u>(請願書の写しの配布)</u></p> <p><u>第84条の3 議長は、受理番号及び受理年月日を記載した請願書の写しを議員に配布する。</u></p> <p><u>(資格決定の通知)</u></p> <p><u>第94条の2 法第127条第3項の規定により準用される法第118条第6項の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u></p>	<p><u>3</u> (略)</p> <p>(開票及び投票の効力)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第80条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第26条(議場の出入口閉鎖)、第27条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第28条(投票)、第29条(投票の終了)、<u>第30条(開票及び投票の効力)、第31条(選挙結果の報告)第1項、第32条(選挙に関する疑義)及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(電子情報処理組織による通知等)</u></p> <p><u>第122条 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u></p> <p><u>2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。</u></p> <p><u>3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。</u></p> <p><u>4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたとき（第19条、第84条の3及び第85条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされたとき又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を發したときのいずれか早いとき）に当該者に到達したものとみなす。</u></p> <p><u>5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。</u></p> <p><u>6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。</u></p> <p><u>（電磁的記録による作成等）</u></p> <p><u>第123条 この規則の規定（第27条第1項（第80条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。</u></p> <p><u>2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。</u></p> <p>（会議規則の疑義） 第124条 （略）</p>	<p>（会議規則の疑義） 第122条 （略）</p>